主

原決定を取り消す。 相手方の相続放棄の申述の受理取消の申立を却下する。 手続費用は全部相手方の負担とする。

里 由

本件抗告の要旨は、

(一) 原審判は、審判書中に何ら理由の要旨を記載していない。右は家事審判 規則第十六条に反するものであつて、違法である。

そして、抗告人は、共同相続人の一人として、右申述却下の審判に対し利害関係あるを以て、ここに即時抗告をなし「原審判を取り消す、右申述を受理する。」との旨の裁判を求める。

というにあつて、Dの作成にかかる昭和二十八年十二月十八日附覚と題する書面 を提出した。

よつて審究するに、記録によれば、原審水戸家庭裁判所龍ケ崎支部が原審判をなすにいたるまでの経過は抗告人主張のとおりであつて、すなわち、被相続人Aは、和二十七年九月二十八日死亡し、その相続人は、配偶者である相手方と長男である皆の相手方名義の申述書が管轄家庭裁判所である原審に差し出されたので、協会であるところがその後昭和二十八年五月十五日、相手方は、右申述は何人かが相手方名義の申述書を偽造してなしたものであって相手方の関知するところでなく、従つて相手方の真意に出たものでないと主張して原と立るでなく、従つて相手方の真意に出たものでないと主張して原理がある。 対し相続放棄の申述受理の審判取消の申立をなし、原審十一月二十五日前記申述をなした結果、相手方の右申立を理由ありと認め、同年十一月二十五日前記申述をなした結果、相手方の右申述を却下する旨の審判をなしたのである。

しかしながら、このような場合、相手方は果して右申述受理の審判取消の申立をなすことができるのであろうか、又、原審は果して右申述受理後であるにかかわらず右受理の審判を取り消し右申述を却下する旨の審判をなすことができるのであろうか。

〈要旨第一〉相続放棄の申述は家庭裁判所に申述書を差し出してこれをなし、家庭裁判所の受理によつて効力を生ずる。〈/要旨第一〉(民法第九百三十八条、家事審判法第九条第一項甲類二十九、家事審判規則第百十四条、第百十五条第一項)そして家庭裁判所は、相続放棄の申述書が差し出された場合、申述書が形式的要件を具備しているかどうか及び放棄が放棄者の真意に出たものかどうかを取り調べ、間違ないと思えばこれを受理し、そうでないと思えばこれを却下する。却下の審判に対しては放棄者又は利害関係人は即時抗告ができるが、(家事審判規則第百十五条第二項第百十一条)受理の審判に対しては家事審判規則に即時抗告をなすことを認めた項第百十一条)受理の審判に対しては家事審判規則に即時抗告をなずことを認めた。

(家事審判法第七条第十四条参)即時抗告をすることができないものといわなければならぬ。従つて本件において相手方が受理の審判に対し即時抗告をする趣旨で本件取消の申立をなしたとすればそれは許されないものといわなければならぬ。

〈要旨第二〉次に民法第九百十九条第二項によれば、相続放棄の申述者は、その申述が受理せられた後であつても、無能〈/要旨第二〉力又は詐欺強迫を理由として放棄の取消をすることができ、右取消の意思表示は、相続の放棄が家庭裁判所に対する

申述によってなされることにかんがみ当然家庭裁判所に対してなされるべきであって、家庭裁判所は、相続放棄の申述受理と同様審判を以て右取消の当否を判定するとであるが、相手方が本件取消申立において主張するところは、前記のとおりのであるというが、相手方が本件取消申立において主張するところは、前記のというのとおりのものというない。このような場合に、このようないるものというべく、このような場合に、この申述受理の審判の取消に準じ家庭裁判所に対しさきに受理せられた相続、東の申述受理の審判の取消を求めることは、同条が相続の放棄は多くの人の利害できない申述をところであるから相続人が一度これをした以上これを取り消すことがのよりにといれてきることができないものと解するを相当とすべく、もし相手方がこのようないまで本件取消の申立をなしたとすれば、それは不適法であって許すことができないわなければならぬ。

以上説示のとおりであつて、いかなる観点からみても、相手方の本件取消の申立は不適法であつてこれを却下するの外なく、原審判は不当であつて取消をまぬがれない。もしそれ相手方主張のような事実関係であるとするならば、固より本件相続の放棄が相手方に対し効力を生ずるものでないことは当然であるから、相手方は、正はこれに関連する訴訟、たとえば相続不動産の単独相続による取得登記の抹消を求める訴訟において、その事実上の主張として右相続放棄の無効なることを主張するく、家庭裁判所は相続放棄の申述書が差し出された場合、軽軽にこれを受理することがよく、少くとも本人を呼び出してその申述が本人の真意に基いてなされたことを確かめた上、これを受理することが望ましいのである。

よつて主文のとおり決定する。

(裁判長判事 大江保直 判事 岡咲恕一 判事 猪俣幸一)